

委託業務特記仕様書

1 委託名

令和6年度建築物集合地域通過道路等指定検討調査業務

2 趣旨・目的

本調査業務は、地震発生時に緊急輸送道路の緊急車両の通行や住民の避難路を確保するために、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「法」という。）第5条第3項第2号の規定に基づく建築物集合地域通過道路等の指定に向けた検討を行い、緊急輸送道路沿いで一定の高さを超えた倒壊の恐れのある建築物及び既存ブロック塀等の耐震化を促すことを目的とする。

3 履行期間

契約締結の翌日から令和7年2月28日（金）まで

4 業務内容

(1) 計画準備

(2) 耐震不適格建築物に係る検討調査（平成27年6月）成果品（以下、成果品とする。）の更新

①成果品内の沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画（H23.3）をR6.3へ更新（成果品内の特定既存耐震不適格建築物の位置反映も含む。）

(3) 沖縄県緊急輸送道路沿い既存ブロック塀等（組積造、補強CB造の塀）の対象調査（第1次緊急輸送道路のみ対象）

①沖縄県緊急輸送道路沿いに立地する通行障害既存耐震不適格建築物の対象となる既存ブロック塀等（組積造、補強CB造の塀）の全数調査

・調査対象既存ブロック塀等は、長さ8mを超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えた数値を2.5で除して得た数値を超えるものであること。

・例として、道路幅員10mに接している既存ブロック塀等の場合の対象高さは、 $(10/2) / 2.5 = 2\text{m}$ を超えるもの。

・調査方法は現場計測を必須としない。簡易計測として、1個あたりのブロックの高さと長さを設定し、それを基に高さと長さを判断してもよい。（これに変わる有効手段があれば協議対象とする。）

・上記で判断できない場合は、必要に応じて現地確認（これに変わる有効手段があれば協議対象とする）

②①の全数調査より対象となる沖縄県緊急輸送道路沿い既存ブロック塀等（組積造、補強CB造の塀）の耐震診断、耐震補強設計、耐震改修工事の概算費算出と県補助額、国補助額、事業者負担額の内訳の作成

(4) 建築物通過集合地域通過道路等指定検討（第1次緊急輸送道路のみ対象）

①建築物通過集合地域通過道路等指定済である他都道府県等の指定状況整理や指定に向けての優先順位の提案

5 関係法令等の遵守

本調査業務を実施するに当たっては、本特記仕様書のほか、耐震改修促進法や関係法令等を遵守しなければならない。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(2) 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意すること。

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 関係書類の整備・保存

委託業務の実施に当たっては、業務により作成又は提供された関係書類を適切に保管すること。尚、保管期間は5年間とする。

(5) 関係書類の権利

本業務により作成した関係書類の著作権、使用权等の諸権利は、原則発注者のものとする。

(6) 旅費

4(3)①を目的とした調査に係る旅費については、沖縄－久米島、沖縄－宮古島及び沖縄－石垣島の往復旅費（1泊2日、宿泊費含む）を1回×2名＝¥138,721（税抜）を計上している。調査日数の変更等がある場合は、事前に計画書を調査員に提示し、変更増減額の協議を行うことができる。

(7) レンタカー代

4(3)①を目的とした調査に係るレンタカー代については、¥42,080（税抜）を計上している。調査日数の変更等がある場合は、事前に計画書を調査員に提示し、変更増減額の協議を行うことができる。

7 協議

本仕様書に明示なき事項、または業務上で疑義が発生した場合は、速やかに発注者と協議すること。

8 報告及び成果物

(1) 着手時【発注者からの承認を得ること】

①着手届

②技術者等通知書及び技術者等経歴書

(ア) 管理技術者（以下の資格の一つを有すること）

- ・技術士（総合技術監理部門「都市及び地方計画」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ・技術士（建設部門「都市及び地方計画」）で平成12年度以前に試験を合格し、技術士法による登録を行っている者
- ・技術士（建設部門「都市及び地方計画」）で平成13年度以降に試験を合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年を超える実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門に4年以上従事している者。
- ・RCCM（「都市及び地方計画」）を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- ・一級建築士を有する者

(イ) 照査技術者

- ・管理技術者の要件と同様とするが、管理技術者が一級建築士資格を有していなければ、照査技術者は一級建築士を有した者でなければならない。

③工程表

④業務計画書

(2) 月報（毎月5日までに提出）

- ①事業実施状況報告書（事業報告書、業務実施報告書）
- (3) その他（随時）
 - ①業務打合せ簿
- (4) 完了時
 - ①完了報告書
 - ②引渡書
 - ③報告書
 - ・耐震不適格建築物に係る検討調査（平成27年6月）成果品の更新
 - ・沖縄県緊急輸送道路沿い既存ブロック塀等（組積造、補強C B造の塀）の対象調査（第1次緊急輸送道路のみ対象）
 - ・建築物通過集合地域通過道路等指定検討（第1次緊急輸送道路のみ対象）

9 打合せ等

本調査業務の実施に当たっては、工程表に従って行い、管理技術者は事前に十分係員と打合せを行い、手戻りを生じないように努めなければならない。また、作業打合せ簿を作成し、担当職員へ提出確認を行った後、相互にその打合せ簿を一部ずつ保管するものとする。なお、業務の進捗状況及び業務内容の打合せについては、原則月1回以上実施すること。

10 費用について

専門家の意見を聞いた場合の報酬等、業務を遂行するにあたって必要な費用は、業務請負額に含まれるものとする。

11 成果物

- (1) 報告書 3部（製本サイズは発注者と協議する。（A3 又は A4 を想定））
- (2) 上記(1)に係る電子記録媒体 一式
- (3) 上記(1)GISデータ（Shape ファイル形式）
- (4) 4 (3)②の費用算出データ（県補助額、国補助額等の割合が簡易に変更できる仕様のデータ提出（Excel ファイル形式等））
- (5) その他作成過程に必要な調査及び関係機関等との協議・調整資料一式

12 成果物の検査

本業務は、成果品の検査の合格をもって完了とする。また、完了後において瑕疵が発見された場合は修正、又は再作業を行うものとする。